

社会福祉法人理事会・評議員会の手引き

令和5年12月

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

目次

ページ

1 社会福祉法人の機関と運営

(1) 評議員、理事、監事及び会計監査人と法人との関係	1
(2) 評議員、理事、監事及び会計監査人の概要	1
(3) 各機関の牽制関係	2
(4) 意思決定手続きの適正化	2

2 評議員・評議員会について

(1) 評議員	2
(2) 評議員の資格	2
(3) 評議員の数	3
(4) 評議員の選任	3
(5) 評議員の任期	3
(6) 評議員の権限・義務	4
(7) 評議員の報酬等	4
(8) 評議員の役割と責任	4
(9) 評議員会の役割・位置づけ	5
(10) 評議員会の権限	5
(11) 評議員会の開催	6
(12) 評議員会招集までの流れ	6
(13) 評議員会の決議	6
(14) 評議員会の特別決議	6
(15) 議決に加わることができない評議員（特別の利害関係）	7
(16) 評議員会運営に係る特例規定	7
(17) 評議員会の議事録	7

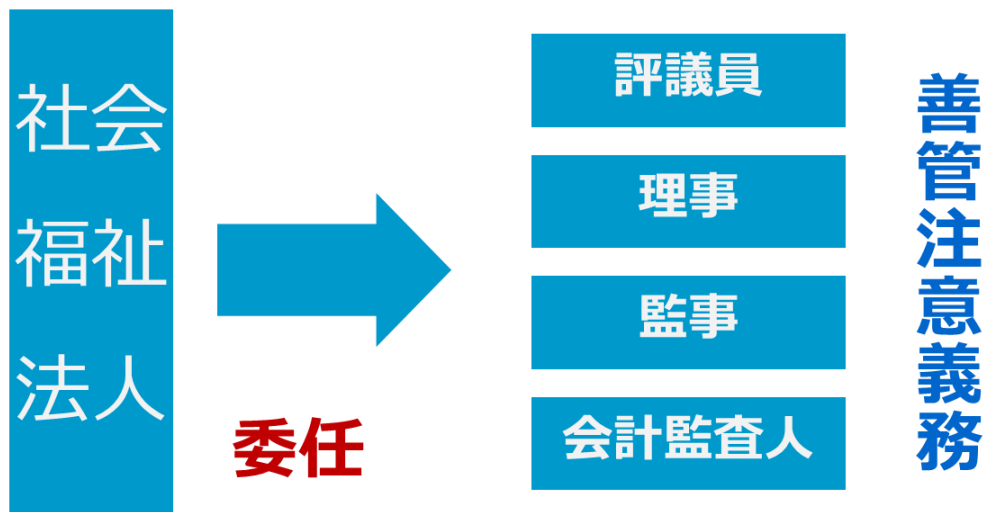
3 理事・理事会について

(1) 理事	8
(2) 理事の資格	8
(3) 理事の数	8
(4) 理事の選任・解任及び任期	8
(5) 理事の義務	9
(6) 理事の報酬等	9
(7) 理事の役割と責任	9
(8) 理事会の役割・位置づけ	10
(9) 理事会の開催・運営	10
(10) 理事会の開催	11
(11) 理事会の運営	11
(12) 議決に加わることができない理事（特別の利害関係）	11
(13) 理事会運営に係る特例規定	12
(14) 理事会の議事録	12
(15) 理事長について	13
(16) 業務執行理事について	13

(17) 理事長・業務執行理事	13
4 監事について	
(1) 監事	14
(2) 監事の資格	14
(3) 監事の数	14
(4) 監事の選任・解任及び任期	14
(5) 監事の権限	15
(6) 監事の義務	15
(7) 監事の報酬等	15
(8) 監事の費用請求	16
(9) 監事の役割	16
(10) 会計監査人（県内での設置の例はごくわずか）	16
5 役員等の損害賠償の明確化・罰則の強化	
(1) 役員等の損害賠償の明確化	17
(2) 役員等に対する罰則の強化	17
6 計算書類等・財産目録等	18
7 決算手続きの流れ	18
8 決算スケジュール例（役員等改選なし）	19
9 決算スケジュール例（役員等改選あり）	20
10 役員（理事・監事）改選時に徴する書類	21
11 評議員改選時に徴する書類	21
12 理事会、評議員会における指導監査での主な指摘事項	
(1) 理事会、評議員会開催に伴う指導監査での主な指摘事項（改選時の指摘を除く）	21
(2) 役員（理事・監事）改選時に伴う指導監査での主な指摘事項	22
(3) 評議員改選時に伴う指導監査での主な指摘事項	23

1 社会福祉法人の機関と運営

(1) 評議員、理事、監事及び会計監査人と法人との関係



善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務

評議員、理事、監事及び会計監査人と社会福祉法人との関係について、社会福祉法人と評議員、理事、監事及び会計監査人は、委任の関係にあります。

民法第 644 条の規定により、委任を受けた者（受任者＝評議員、理事、監事及び会計監査人）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」いわゆる善管注意義務を負います。

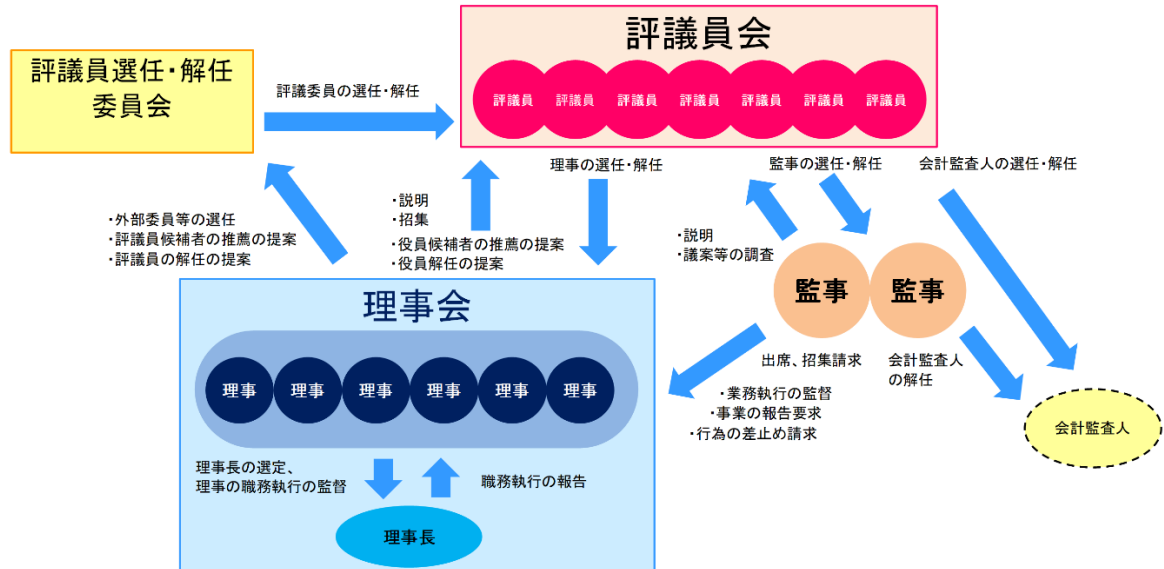
このため、評議員、理事、監事及び会計監査人は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。

なお、「善管注意義務」とは、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務であり、その人の社会的な地位から一般的に要求される注意義務を意味します。

(2) 評議員、理事、監事及び会計監査人の概要

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を 超える数 7人以上	6人以上	2人以上	法人に応じて
任期	選任後4年以内に 終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後2年以内に 終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後2年以内に 終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後1年以内に 終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで
職務	評議員会に出席し、 法人運営の基本的 ルールに参画すること	・理事会の構成 員として、法人の 業務上の意思 決定に参画すること ・理事長や業務 執行理事の業務 執行状況を監視 すること	理事の職務の執行を 監査すること	計算書類等を 監査

(3) 各機関の牽制関係



(4) 意思決定手続きの適正化

意思決定手続きの適正化について、法人運営に関する手続きの法定化させてました。

法人の意思決定の過程で恣意的な影響を受けないようにするために、適正な手続きが必要となります。

手続きの適正性は、**原則書面による記録**で担保しますので、必ず書面で記録する必要があります。

2 評議員・評議員会について

(1) 評議員

① 評議員の職務

- 評議員会に出席し、法人運営の基本的ルールの設定に参画すること

(2) 評議員の資格

① 欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

② 評議員の条件

- 社会福祉法人の適正な運営に**必要な識見を有する者**

③ 兼職禁止

- 役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない

④ 特殊関係人の排除

- 各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない

- 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない

⑤暴力団員等の反社会的勢力の者の排除

(3) 評議員の数

- ① 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
- ② 社会福祉法又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合
 - 任期満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する
 - この場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる

(4) 評議員の選任

① 評議員の選任方法

- **定款**で定める
- ただし、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効
- **評議員選任・解任委員会**による選任が適当とされる

② 評議員選任・解任委員会

(i) 構成 (例)

評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

(ii) 選任方法 (例)

選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

(iii) 運営 (例)

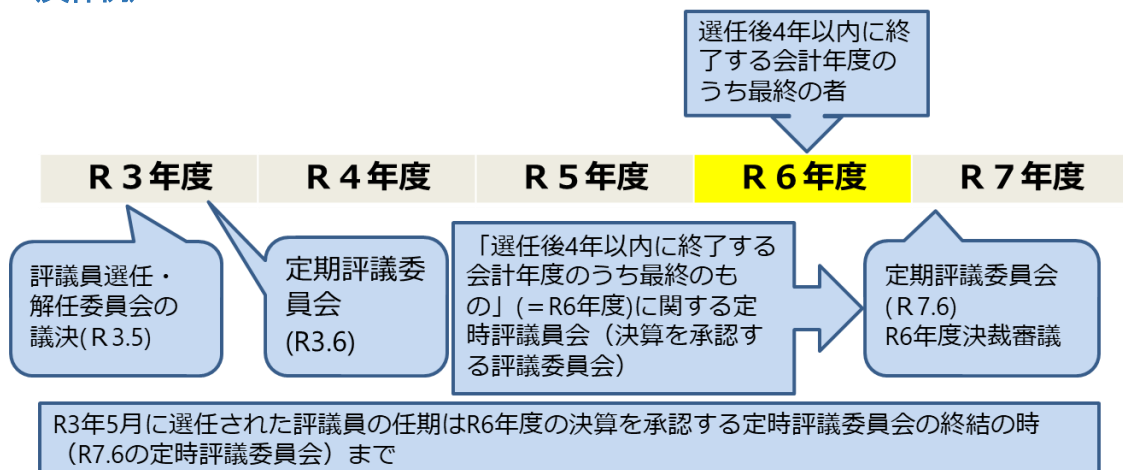
評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(5) 評議員の任期

① 評議員の任期の考え方

- 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

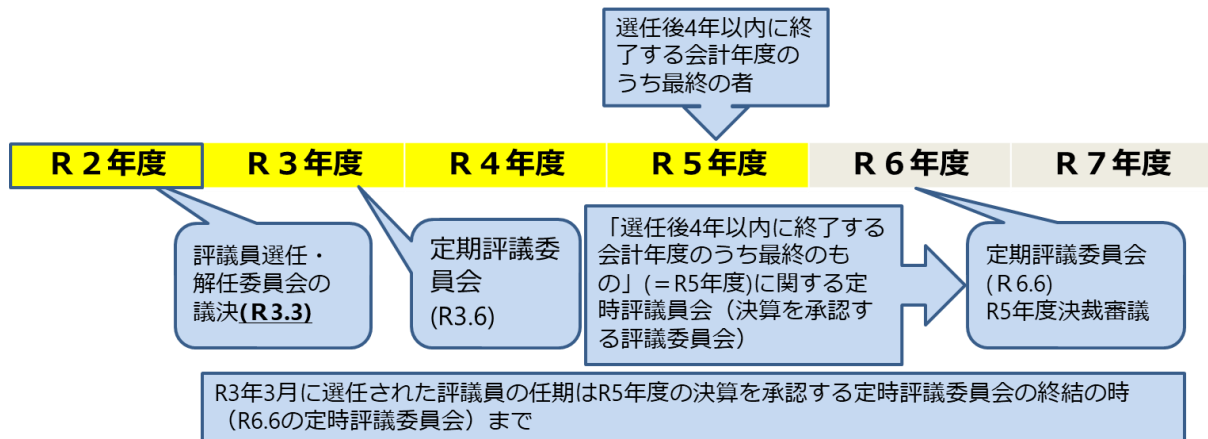
(具体例)



※注意

選任日の違いによる評議員の任期の違い

下記のとおり、令和3年3月に評議員選任・解任委員会を開催し評議員選任の議決をおこなうと、「評議員の任期の起算日」は、評議員選任・解任委員会の議決のあった日である令和3年3月（令和2年度）となり、令和6年6月（令和5年度会計）開催の定時評議員会までが任期となります。



(6) 評議員の権限・義務

- ① 評議員会に出席して、議決権を行使
- ② 理事に対する招集請求、招集（所轄庁の許可を得て）
※理事が評議員会を招集しない場合
- ③ 評議員提案権（評議員会の目的とする事項、決議の提案）
※評議員会で討議したい事項がある場合
- ④ 理事、監事、評議員の解任の訴え
※不正行為等があるにも関わらず解任決議が否決されたとき

◆善管注意義務

◎評議員が任務を怠った場合
解任、損害賠償責任（→法人・第三者）、刑事罰（特別背任罪、収賄罪など）

(7) 評議員の報酬等

○評議員の報酬等

- 定款で定める
- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務
※WAM NETの「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で公表している場合が多い。

(8) 評議員の役割と責任

- ① 法人の議決機関である評議員会の構成員として、法人の基本的な業務執行体制や業務運営の基本ルールの設定に参画すること。
- ② 法人運営が、法令・定款に基づき適正に行われているかチェックすること。

③定款で定める方法によって選任・解任（評議員選任・解任委員会）

(9) 評議員会の役割・位置づけ

①評議員会の設置義務

- すべての社会福祉法人に設置義務

②評議員会の役割・位置づけ

- 諮問機関 ⇒ 重要事項の**議決機関**
- 法人の基本ルール・体制を決定
- 理事・監事の選任・解任を通じ事後的に法人運営を監督

(10) 評議員会の権限

①評議員会の決議事項（以下の事項に限り決議できる）

②法定事項

（評議員会以外の機関で決定することができる内容の定款の定めは、無効）

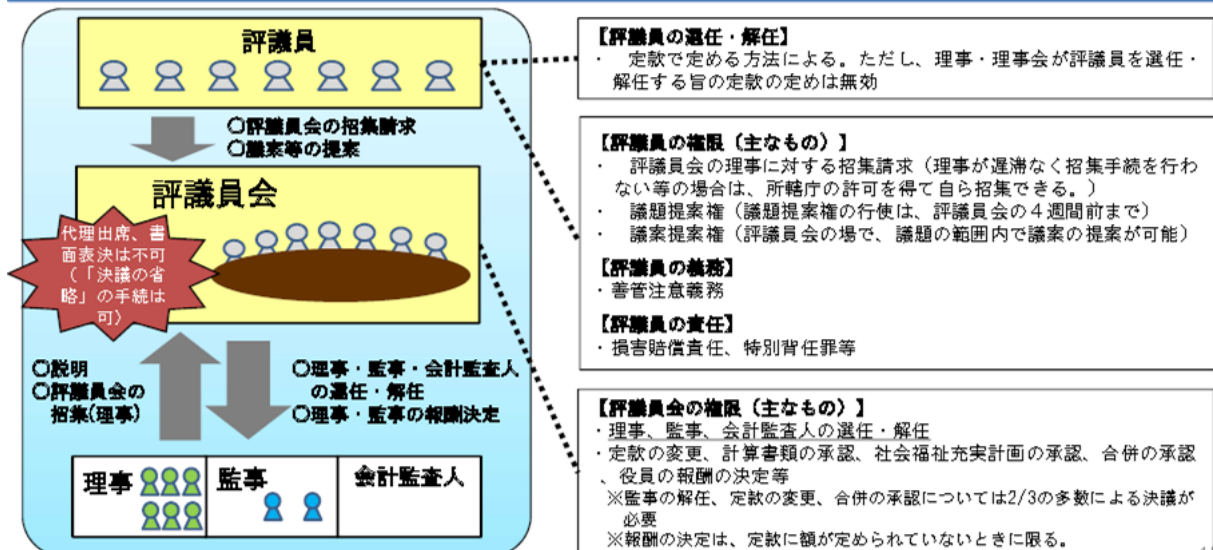
- 理事・監事・会計監査人の選任・解任
- 監事の報酬（定款で定めていない場合に限る）
- 決算の承認
- 理事、監事及び評議員の報酬支給基準の承認
- 定款の変更
- 法人の解散
- 法人の合併
- 社会福祉充実計画の作成・変更

③定款記載事項

- 基本財産の処分
- 事業計画、収支予算の承認 など

評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



(11) 評議員会の開催

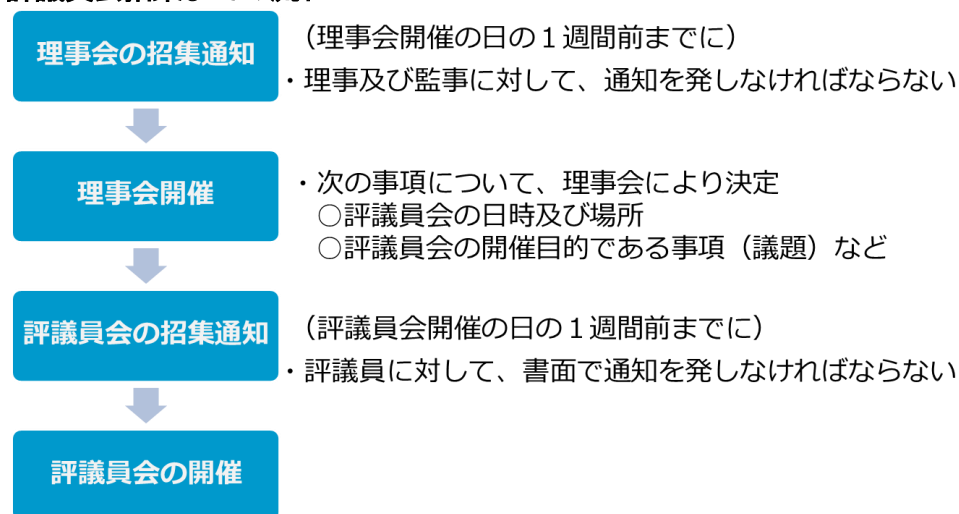
①開催の時期

- 定時評議員会：会計年度終了後一定の時期に召集義務
(実際には、毎年6月30日までに召集する必要がある)
- (臨時)評議員会：必要に応じていつでも召集可

②招集

- 招集権者：各理事
- 開催に先立ち**理事会の決議**を要す
 - ・日時、場所、議題等
- 開催日の**1週間前**(中7日)までに各評議員へ**書面**で通知

(12) 評議員会招集までの流れ



(13) 評議員会の決議

①認められない議決権の行使

- 書面又は電磁的方法による議決権の行使
- 代理人又は持ち回りによる議決権の行使

②普通決議

- 議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う

③特別決議

- 議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数決をもって行う

(14) 評議員会の特別決議

①法定の特別決議事項

- 監事の解任
- 法人に対する役員への損害賠償の一部免除
- 定款の変更
- 法人の解散
- 吸収合併契約の承認
- 新設合併契約の承認

(15) 議決に加わることができない評議員（特別の利害関係）

○議決に加わることができない評議員とは？



○決議について**特別の利害関係**を有する評議員

- 評議員が、その決議について、法人に対する**善管注意義務**を履行することが困難と認められる利害関係を意味する

(16) 評議員会運営に係る特例規定

①招集手続きの省略

- 評議員会は、評議員の**全員の同意**があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる
⇒ 各評議員への招集通知を省略することができる
- ただし、この手続きだけでは招集に関する理事会決議を省略することはできないことに注意

②決議の省略

- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす
⇒ 評議員会を開催することなしに、評議員会の決議があったものとするができる
- 理事会の決議の省略と異なり、定款の定めがなくても利用することができる

③報告の省略

- 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす
⇒ 通常は、評議員会を開催したうえで報告をしなければならないところ、開催することなしに、評議員への報告があったものとみなすことができる

(17) 評議員会の議事録

①議事録作成義務あり

②議事録に記載すべき事項（省令）

- 日時、場所
- 議事の経過の要領及びその結果
- 特別利害関係を有する評議員の氏名（該当ある場合に限る）
- 法に基づき評議員会で述べられた意見・発言があるときは、その概要
- 出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名・名称
- 議長の氏名（議長が存す場合に限る）
- 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
※議事録署名人と混同しないようにすること。

3 理事・理事会について

(1) 理事

①理事の職務

- 理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画
- 理事長や業務執行理事の業務執行状況を監視

(2) 理事の資格

①欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

②理事の条件（次に掲げる者が含まれていること）

- 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 事業の区域における福祉の実情に通じている者
- 施設を設置している場合は、その施設の管理者

③特殊関係人の排除

- 各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてならない
- 評議員との関係においても厚生労働省令で定める特殊関係人の排除規定あり
※「2-（14）評議員の資格要件」参照

④暴力団員等の反社会的勢力の者の排除

(3) 理事の数

①理事の数 6人以上

②社会福祉法又は定款で定めた理事の員数が欠けた場合

- 任期満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する
- この場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時理事の職務を行うべき者を選任することができる

③定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けた場合

- 遅滞なく補充しなければならない

(4) 理事の選任・解任及び任期

①選任

- 評議員会の決議（普通決議）によって選任
- この決議の際に、将来的に理事が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠の理事を選任しておくこともできる

②解任

- 次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議（普通決議）によって解任することができる
 - ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

③任期

- 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

(5) 理事の義務

①理事の義務

- 評議員会での説明義務
 - ・評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない
 - ・（通常は、理事長又は業務執行理事がこれを行う）
- 競業取引又は利益相反取引を行う場合の承認・報告義務
 - ・競業取引や利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない
 - ・また、その取引後には、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない
- 監事への報告義務
 - ・法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない

(6) 理事の報酬等

①理事の報酬等

- 定款で定めるか、評議員会の決議によって定める
- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務

(7) 理事の役割と責任

- ①理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画すること。
- ②理事長、業務執行理事等による業務執行を監視すること。

③理事の権限・義務等

- (i) 評議員会で選任・解任
- (ii) 理事会に出席して、**議決権を行使**
(招集権者は理事会招集、招集権者以外の理事は招集請求。)

善管注意義務・忠実義務

- (iii) 議員会での**説明義務**
※評議員から特定の事項について説明を求められたとき
- (iv) 監事への**報告義務**

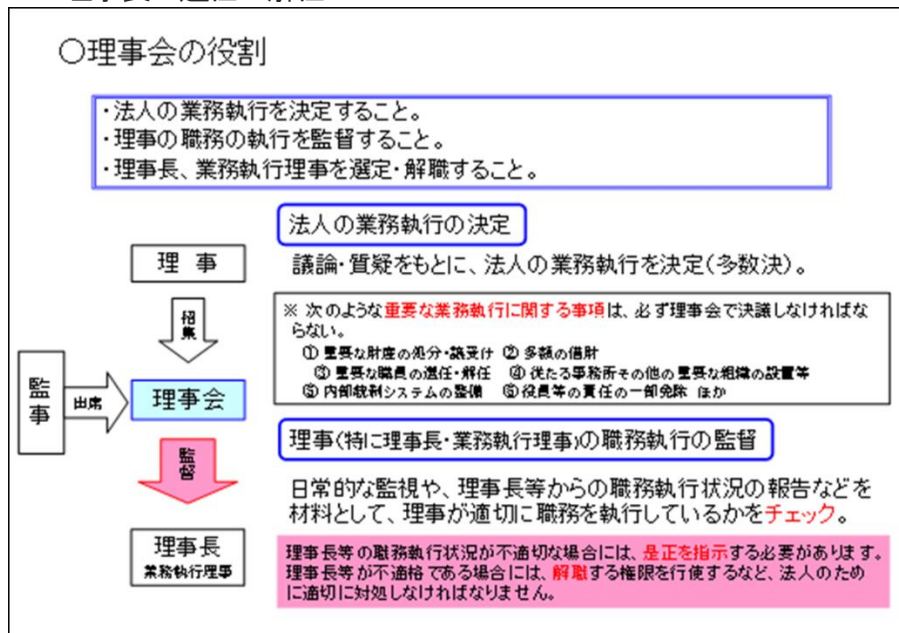
- ※法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
- (v) 理事会の事前承認及び理事会への事後報告
- ※競業取引又は利益相反取引を行うとき

◎理事が任務を怠った場合
解任、損害賠償責任（→法人・第三者）、刑事罰（特別背任罪、収賄罪など）

(8) 理事会の役割・位置づけ

①理事会の権限

- 全ての業務執行の決定
 - ・ 理事会で決議しなければならない事項（理事への委任不可）
 - (i) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (ii) 多額の借財
 - (iii) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (iv) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (v) 内部管理体制
 - (vi) 定款の定めに基づく役員等の損害賠償責任の免除
- 理事の職務執行の監督
- 理事長の選任・解任



(9) 理事会の開催・運営

①開催のタイミング

必要に応じ随時（法律上の開催時期の定めなし）

- ただし、理事長又は業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況の報告義務あり
- 「3月に1回以上」は、定款で定めることで「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」とすることが可

②開催時期

「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」の考え方



どの社会福祉法人も、次年度予算承認のため理事会（1～3月）と前年度決算承認のための理事会（4～6月）の2回は少なくとも開催します。表のように5月と2月に開催した場合には、一見すると間隔が3か月しかないため、「4月を超える間隔」という規定に反するように思われますが、「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」とは「4月から3月までの会計年度の中で4月を超える間隔があていければいい」ということですので、問題はありません。もっとも、必要な時には速やかに理事会を開くことができる状態にしておくことが重要です。

なお、この規定は、理事会の開催頻度を2回に制限する規定でないことに注意が必要です。

(10) 理事会の開催

①招集

召集権者：各理事

- ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が召集権者（ほとんどの法人が定款で理事長としているのでは）
- 召集権を持たない理事
 - ・ 単独で招集を請求することができる
 - ・ 召集権を持つ理事が請求に応じない場合には、請求した理事自らが理事会を招集できる

②開催日の**1週間前**（中7日）までに各理事及び監事へ通知

(11) 理事会の運営

①認められない議決権の行使

- 書面又は電磁的方法による議決権の行使
- 代理人又は持ち回りによる議決権の行使

②決議

議決に加わることができる理事の**過半数が出席**し、その**過半数**をもって行う

③特別決議

法律では評議員会のような特別議決の定めはなし
ただし、定款で定めることで要件を加重することは可

(12) 議決に加わることができない理事（特別の利害関係）

○議決に加わることができない理事とは？

○決議について**特別の利害関係**を有する理事

- 理事が、その決議について、法人に対する**忠実義務**を履行することが困難と認められる利害関係を意味する
 - ・ 理事の競業取引
 - ・ 理事の利益相反取引
 - ・ 理事の損害賠償責任の一部免除
 - ・ 理事長の解任

(13) 理事会運営に係る特例規定

①招集手続きの省略

- 理事会は、理事及び監事の**全員の同意**があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる
- ⇒各理事及び監事への招集通知を省略することができる

②決議の省略

- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたとき（**監事が当該提案に異議を述べたときを除く**）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす
⇒ 理事会を開催することなしに、理事会の決議があったものとすることができる
- 評議員会の決議の省略と異なり、この手法を定款で定めていなければ利用することはできない

③報告の省略

- 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の**全員**に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会へ報告することを要しない
- ⇒通常は、理事会を開催したうえで報告をしなければならないところ、開催することなしに、全員に通知すればこと足りる（定款での定めは不要）
- ただし、理事長等の職務執行状況報告は、省略不可（必ず理事会を開催し報告しなければならない）

(14) 理事会の議事録

①議事録作成義務あり

②議事録に記載すべき事項（省令）

- 日時、場所
- 議事の経過の要領及びその結果
- 特別利害関係を有する理事の氏名（該当ある場合に限る）
- 法に基づき理事会で述べられた意見・発言があるときは、その概要
- 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名
- 出席した会計監査人の氏名・名称
- 議長の氏名（議長が存す場合に限る）

③議事録の推定力

- 理事会に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その議決に賛成したものと推定される

- つまり、ある理事会決議に基づく行為により法人又は第三者に損害が生じた場合は、理事が損害賠償責任を負うことになるが、たとえ理事会当日に反対の意思を表明していたとしても、議事録にその旨が記載されていない場合には、当該決議に賛成したものと推定される

④議事録署名人

- 出席した理事及び監事**全員**の署名又は記名押印が必要
- 定款で定めれば、「出席した理事長及び監事」とすることが可

(15) 理事長について

○理事長

- 法人を代表し、法人の業務を執行する機関
- 理事会の決議で選定及び解職
- 理事の中から **1** 人を選定
- 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判以外の行為をする権限を有する
- 理事長が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たな理事長が就任するまで、なお理事長の権利義務を有する
 - ・ 理事長以外の理事に対する代表権の行使は不可
 - ・ 職務代理者を選任する旨の定款の定めは無効
- 自己の業務執行状況の理事会への報告義務

(16) 業務執行理事について

○業務執行理事

- 理事会の決議で選定
- 法人の業務を執行（代表権はなし）
- 自己の業務執行状況の理事会への報告義務

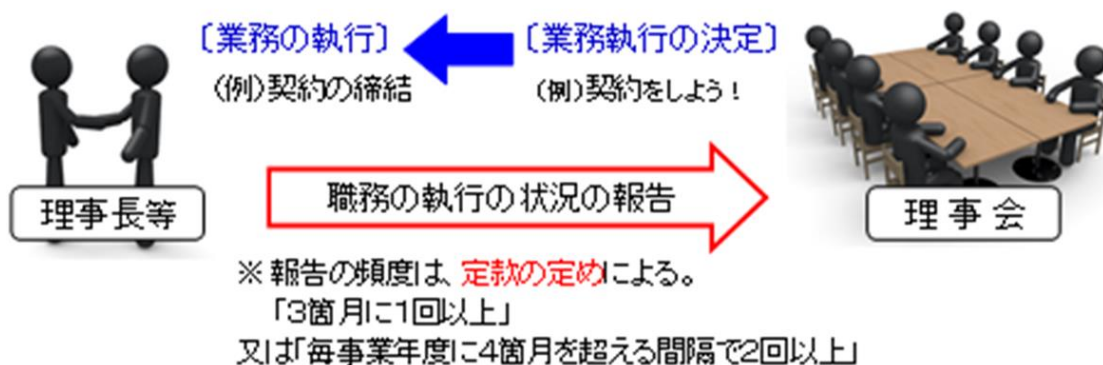
(17) 理事長・業務執行理事

①理事の役割

- ・ 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすること（代表権）。
- ・ 理事会の決定に基づいて、法人の業務を執行すること（執行権）。

②業務執行理事の役割

- ・ 理事会で定められた分野について、法人の業務を執行すること（執行権）。



4 監事について

(1) 監事

①監事の職務

- 理事の職務の執行を監査

②欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

(2) 監事の資格

①監事の条件

- 社会福祉事業について識見を有する者
- 財務管理について識見を有する者

②特殊関係人の排除

- 監事のうち、各理事・監事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係が含まれてはならない
- 評議員との関係においても特殊関係人の排除規定あり
※「2-(14) 評議員の資格要件」参照

(3) 監事の数

①監事の数 2人以上

②社会福祉法又は定款で定めた監事の員数が欠けた場合

- 任期満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する
- この場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時監事の職務を行うべき者を選任することができる

③定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けた場合

- 遅滞なく補充しなければならない

(4) 監事の選任・解任及び任期

①選任

- 評議員会の決議（普通決議）によって選任
- この決議の際に、将来的に監事が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠の監事を選任しておくこともできる
- 監事の選任に関する議案を評議員会へ提出するには、**現監事の過半数の同意**が必要

②解任

- 次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議（**特別決議**）によって解任することができる

- 解任事由
 - ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

③任期

- 選任後2年以内に修了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

(5) 監事の権限

①業務報告請求又は業務・財産状況調査

- 監事は、いつでも理事及び法人の職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる

②理事の行為の差止め請求

- 監事は、理事が以下の行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為により法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事にその行為をやめることを請求することができる
 - ・法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為

(6) 監事の義務

①監査報告の作成義務

②理事会への報告義務

- 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない

③理事会への出席義務

- 理事会へ出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない
- 必要があると認めるときは、理事会の招集権を有する理事に対して、理事会の招集を請求できる
- 請求に応じない場合は、請求した監事自ら理事会を招集できる

④評議員会に対する報告義務

- 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他のものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない

⑤評議員会での説明義務

- 評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない

(7) 監事の報酬等

①監事の報酬等

- 定款で定めるか、評議員会の決議によって定める
- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務

- 監事個人ごとの報酬等について定款の定めや評議員会の決議がないときは、定款や評議員会の決議で定められた額の範囲内で監事の協議で定める

(8) 監事の費用請求

① 監事の費用請求

- 監事は、職務の執行に要する費用の前払いの請求、支出費用の請求などができる
- 法人側は、当該請求に係る費用などが職務執行に必要でないことを証明しない限り、これを拒絶できない

(9) 監事の役割

① 理事の職務の執行を監査すること。

- (i) 評議員会で選任・解任
- (ii) 理事の職務執行の監査
- (iii) 計算書類等の監査
- (iv) 理事会への出席義務
- (v) 評議員会の議案等の調査・報告義務
- (vi) 評議員会への説明義務
 - ※評議員から特定の事項について説明を求められたとき
- (vii) 事業の報告要求 (→理事・使用人)、業務・財産の調査
 - ※理事が不正の行為をしたときなど
- (viii) 理事会に対する報告義務 → 理事会招集請求
- (ix) 当該理事に対する行為の差止め請求

◎ 監事が任務を怠った場合

解任、損害賠償責任 (→法人・第三者)、刑事罰 (特別背任罪、収賄罪など)

(10) 会計監査人 (県内での設置の例はごくわずか)

会計監査人とは、法人内部の会計の専門家として、法人が作成する計算書類及び附属明細書の適正性をチェックする機関

なお、会計監査人の設置義務法人の範囲は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書 (第2号第1様式) の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円超の法人、又は法人単位貸借対照表 (第3号第1様式) の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円超の法人

5 役員等の損害賠償の明確化・罰則の強化

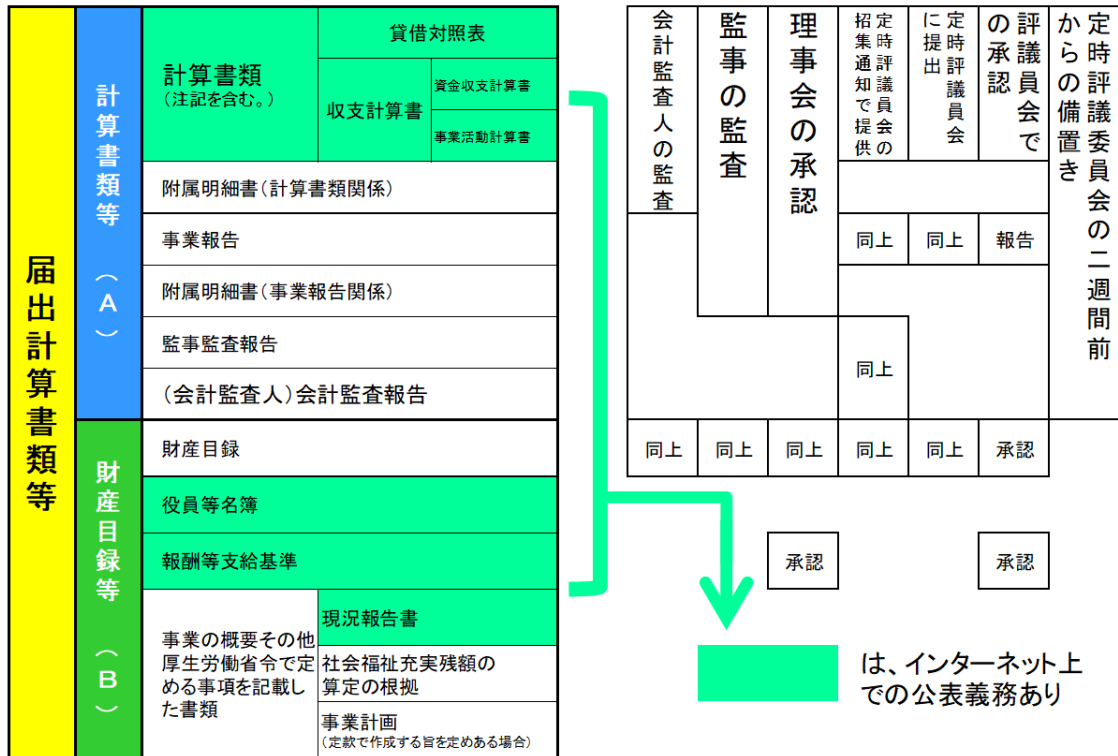
(1) 役員等の損害賠償の明確化

	法人に対する損害賠償	第三者に対する損害賠償
役員等の範囲	理事、監事、会計監査人、評議員	同左
要件	その 任務を怠った	その職務を行うについて 悪意 又は 重大な過失 があった
効果	法人に生じた損害の賠償責任を負う	第三者に生じた損害の賠償責任を負う
定型行為 ※定型行為をすることについて、注意を怠らなかつたことを証明できない限りは、損害賠償責任を免れない		【理事】 計算書類・事業報告及び附属明細書に係る重要事項への虚偽記載 【監事】 監査報告に係る重要事項への虚偽記載

(2) 役員等に対する罰則の強化

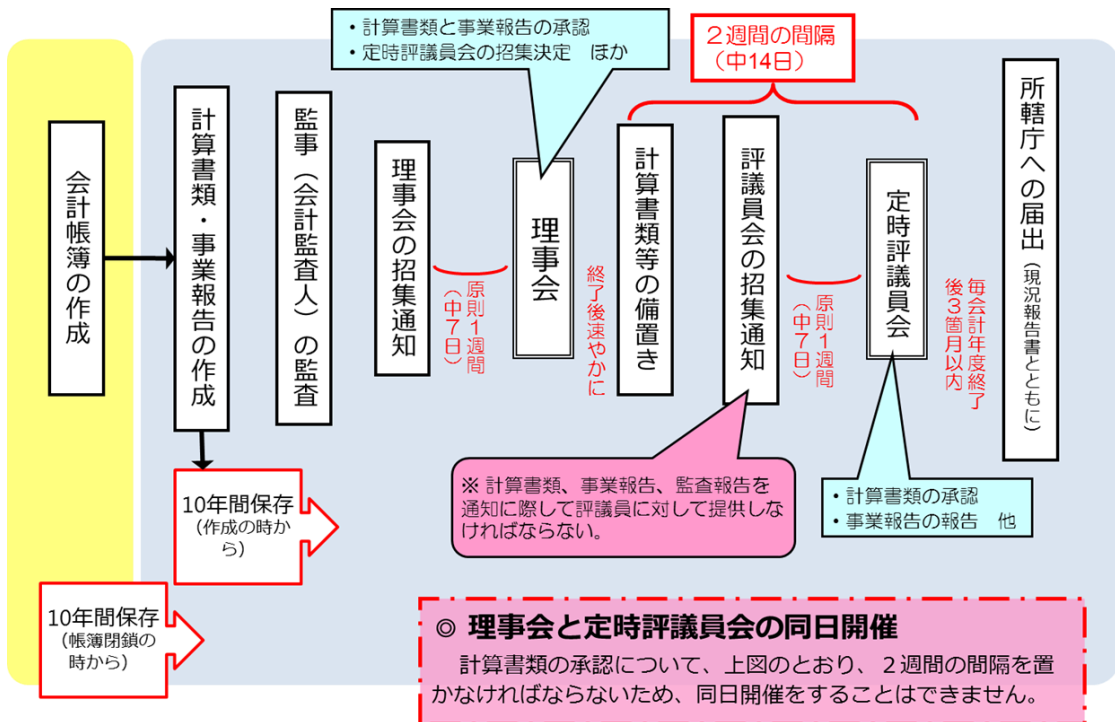
	特別背任罪	収賄・贈賄罪	過料
役員等の範囲	評議員、理事、監事	評議員、理事、監事、 会計監査人	評議員、理事、監事、 会計監査人
要件	自己若しくは第三者の利益を図り、又は法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、法人に財産上の損害を与えた	その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求・約束をした	次のいずれに該当する場合 詳細は、社会福祉法第165条を参照
効果	7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金	20万円以下の過料

6 計算書類等・財産目録等



※定時評議員会では附属明細書(計算書類関係、事業報告関係)は承認しない。

7 決算手続きの流れ



8 決算スケジュール例（役員等改選なし）

期間	貴法人 予定日付	日付 (例)	主要項目
3 か 月 以 内	3月31日	3月31日	決算日（前事業年度末）
	4月	4月	① 計算関係書類（計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、附属明細書）の作成 ② 財産目録の作成 ③ 事業報告の作成
	月 日	5月10日	④ 監事監査依頼 ○計算関係書類の提出（理事長→各監事） ○財産目録の提出（理事長→各監事） ○事業報告等の提出（理事長→各監事）
	月 日	5月20日	⑤ 監事監査の実施
	月 日	5月23日	⑥ 理事会招集通知発出
	月 日	5月30日	⑦ 監事監査報告書受領（監事→理事長）
	月 日	5月31日	⑧ 理事会開催 ○決議事項 ・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認 ・定時評議員会招集の決定（日時、場所、議題等） ・社会福祉充実計画の承認
	月 日	6月1日	⑨ 決算資料等の備え置き日 ・計算書類 ・事業報告 ・監査報告書
	月 日	6月1日	⑩ 定時評議員会招集通知発出 ・計算書類、事業報告、財産目録及び監事監査報告書の提供
	月 日	6月1日	⑪ 理事会議事録の作成
	月 日	6月16日	⑫ 定時評議員会開催 ○決議事項等 ・計算書類及び財産目録の承認 ・事業報告の報告 ・社会福祉充実計画の承認及び変更の承認
	月 日	6月17日	⑬ 評議員会議事録の作成
	月 日	6月30日 まで	⑭ 財産目録目録等の事務所への備置き
	月 日		⑮ 計算書類等のインターネットでの公表（ワムネット等）
	月 日		⑯ 財務諸表等開示システムの届出
	月 日		⑰ 資産の総額変更登記（法務局で変更登記）
		6月30日	

※社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画の承認を行います。

9 決算スケジュール例（役員等改選あり）

期間	貴法人 予定日付	日付 (例)	主要項目
前年度	月 日	3月20日	① 理事会（次年度当初予算を承認する理事会） <u>○決議事項（役員等改選に伴う決議事項のみ掲載）</u> ・任期満了による次期評議員候補者の推薦 ・評議員選任・解任委員会の開催 ※任期が切れている場合は速やかに選任
3 か 月 以 内	3月31日	3月31日	決算日（前事業年度末）
	4月	4月	② 計算関係書類（計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、附属明細書）の作成 ③ 財産目録の作成 ④ 事業報告の作成
	月 日	5月10日	⑤ 監事監査依頼 ○計算関係書類の提出（理事長→各監事） ⑤～⑨の間 ○財産目録の提出（理事長→各監事） 隔は、最長 ○事業報告等の提出（理事長→各監事） 4週以内
	月 日	5月10日	⑥ 評議員選任・解任委員会開催
	月 日	5月20日	⑦ 監事監査の実施
	月 日	5月23日	⑧ 理事会招集通知発出
	月 日	5月30日	⑨ 監事監査報告書受領（監事→理事長）
	月 日	5月31日	⑩ 理事会開催 ← ○決議事項 ・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認 ・定時評議員会招集の決定（日時、場所、議題等） ・任期満了による次期理事候補の選任 ・任期満了による次期監事候補者の選任 ※監事候補者を選定する際は、現任の監事の過半数の同意が必要 ・任期満了による評議員選任・解任委員会の選任 ※委員の任期は評議員と同じ期間のため選任が必要 ・社会福祉充実計画の承認
	月 日	6月1日	⑪ 決算資料等の備え置き ・計算書類 ・事業報告 ・監査報告書 ⑪～⑭の間 隔は中14 日以上
	月 日	6月1日	⑫ 定時評議員会招集通知発出 ・計算書類、事業報告、財産目録及び 監事監査報告書の提供 ⑫～⑭の間 隔は中7日 以上
	月 日	6月1日	⑬ 理事会議事録の作成
	月 日	6月16日	⑭ 定時評議員会開催 ← ○決議事項等 ・計算書類及び財産目録の承認 ・任期満了による次期理事の選任 ・任期満了による次期監事の選任 ・事業報告の報告 ・社会福祉充実計画の承認及び変更の承認
	月 日	6月17日	⑮ 理事会開催 ○決議事項 ・理事長（及び業務実行理事）の選定
	月 日	6月17日	⑯ 評議員会議事録の作成
	月 日	6月17日	⑰ 理事会議事録の作成
月 日	6月30日	⑱ 財産目録目録等の事務所への備置き	
月 日	6月30日	⑲ 計算書類等のインターネットでの公表（ワムネット等）	
月 日	まで	⑳ 財務諸表等開示システムの届出	
月 日	まで	㉑ 資産の総額変更登記（法務局で変更登記）	
	6月30日		

※社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画の承認を行います。

10 役員（理事・監事）改選時に徴する書類

(1) 「任期満了による次期理事候補、監事候補の選任」の決議する理事会を開催する前に徴する書類

- ① 経歴書
- ② 誓約書
- ③ 特殊関係等確認票
- ④ 監事選任案に関する同意書

※ただし、監事選任案に係る理事会議事録に、在任監事の署名等がある場合は、個別の同意書は不要

(2) 評議員会で次期理事、監事が選任された日もしくは事前に徴する書類

- ① 就任承諾書

※日付は、選任日以前でもいい。

11 評議員改選時に徴する書類

(1) 「任期満了による次期評議員候補の推薦」の決議する理事会を開催する前に徴する書類

- ① 経歴書
- ② 誓約書
- ③ 特殊関係等確認票

(2) 評議員選任・解任委員会で次期評議員が選任された日もしくは事前に徴する書類

- ① 就任承諾書

12 理事会、評議員会における指導監査での主な指摘事項

(1) 理事会、評議員会開催に伴う指導監査での主な指摘事項（改選時の指摘を除く）

- ① 理事会で決定した評議員会の事項（評議員会の日時、場所、議題及び議案）について、実際に招集された評議員会の日時、議題及び議案の概要と相違している
 - ・ 評議員会の招集にあたり、理事会で決定した事項（評議員会の日時、場所、議題及び議案）について、実際に招集された評議員会の日時、議題及び議案の概要と相違しないこと。

評議員会を招集する場合は、理事会で決定した事項（評議員会の日時、場所、議題及び議案の概要）に従って、招集すること。

- ② 理事会、評議員会の招集について

・ 理事会、評議員会の招集については、1週間前に通知すること。（通知日から開催日まで少なくとも中7日が必要）

- ③ 定時評議員会の招集について

・ 定時評議員会の開催時期については、決算の承認を受ける理事会後、計算書類等を主たる事務所に備え置いてから2週間後（中14日）とすること。

- ④ 特別の利害関係を有する評議員の存否について

・ 評議員会の決議に際しては、特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に各評議員について確認すること。

※理事会についても同様に特別の利害関係を有する理事、監事の存否について確認すること。

- ⑤ 評議員会の決議事項について

・ 評議員会において、給与規程及び旅費規程の改正が承認されており、法令及び定款で定めた事項以外についても決議が行われています。評議員会での決議は、法令及び定款で定めた事項に限り行うこと。

⑥議事録の作成について

- ・評議員会の決議又は報告があったとみなされる場合（決裁の省略）に、議事録が作成されていませんので、議事録の作成すること。

⑦決算手続について

- ・決算理事会及び定時評議員会において承認を受けるべき計算書類等に不足がありました。拠点区分及び法人全体の計算書類、その附属明細書並びに財産目録について理事会の承認を受け、定時評議員会において、理事会で承認を受けた計算書類及び財産目録について承認を受けること。

(2) 役員（理事・監事）改選時に伴う指導監査での主な指摘事項

①理事、監事の選任にあたって、欠格事由に該当しないことを誓約書等により確認していない。

- ・事前に経歴書、誓約書及び特殊関係等確認票で確認を行うこと。

※理事、監事が再任する場合であっても、誓約書を徴して欠格事項に該当しないことを確認すること。

②就任承諾書が確認できないもしくは聴取されていない。

- ・法人と理事、監事との関係は、委任に関する規定に従う（法第 38 条）ため、理事、監事として選任された者が就任を承諾することで就任の効力を発生するため、就任承諾書は必ず徴取すること。

③就任承諾書の任期の終期に誤りがある。

- ・理事、監事の就任承諾書の任期の終期については、「令和〇〇年度の定時評議員会の終結のときまで」と記載すること。

④評議員会で理事を選任する際に、社会福祉法第 44 条第 4 項に掲げる者が含まれているか説明していない。

- ・評議員会で、理事を選任する際は、候補者の履歴とともに、候補者が「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「福祉の実情に通じている者」が含まれなければなりません。選任された理事がいずれに該当するのか明確にし、議事録にもその旨を記録しておくこと。

⑤理事として含まれていなければならない者が選任されていない。

- ・施設（第一種社会福祉事業）の管理者が理事に含まれていません。事業所（第二種社会福祉事業）の管理者は施設の管理者には該当しないため、施設の管理者を理事に含めること。

⑥監事の選任に関する議案を評議員会に提出に、監事の現員の過半数の同意を得ていない。

- ・監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の現員の過半数の同意を得てください。監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書その他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えありません。

⑦評議員会で監事を選任する際に、社会福祉法第 44 条第 5 項に掲げる者が含まれているか説明していない。

- ・監事は、「社会福祉事業に識見を有する者」及び「財務管理に識見を有する者」が含まれなければなりません。選任された監事がいずれに該当するのか明確にし、議事録にもその旨を記録しておくこと。

⑧招集通知を省略して開催する理事会で、理事及び監事全員の同意を得ていない。

- ・評議員会の直後に開催された理事会について、事前に招集通知が出されていますが、この通知は役員の選任前のため正式な通知とはなりません。

- ・招集通知を省略する場合には、理事及び監事全員の同意がわかるような同意書や、議事録に当該同意があった旨を記載すること。
- ・理事・監事全員の同意については、旧理事から事前に取得するのではなく、評議員会開催後の新理事から、同意を取得すること。

(3) 評議員改選時に伴う指導監査での主な指摘事項

- ①任期が切れた評議員選任・解任委員が次期評議員を選任した。
 - ・評議員選任・解任委員の任期が切れていた委員がいたことを失念した状態で評議員選任・解任委員会を開催して次期評議員を選任した。
 - 評議員選任・解任委員会を開催する前に評議員選任・解任委員の任期が切れていないか確認すること。
- ②評議員選任・解任委員会の議事録が作成されていない。
 - ・適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるように議事録を作成すること。
- ③就任承諾書が確認できないもしくは聴取されていない。
 - ・法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第 38 条）ため、評議員として選任された者が就任を承諾することで就任の効力を発生するため、就任承諾書は必ず徴取すること。
- ④就任承諾書の任期の終期に誤りがある。
 - ・評議員の就任承諾書の任期の終期については、「令和〇〇年度の定時評議員会の終結のときまで」と記載すること。
- ⑤法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか確認していない。
 - ・評議員を選任する際には、その者の履歴や人物などを説明するとともに、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である必要がある。選任された評議員がその見識を有する者であることを説明し、議事録にもその旨を記載しておくこと。
- ⑥招集通知を省略して開催しているが評議員全員の同意書がない。
 - ・招集通知を省略する場合には、評議員全員の同意がわかるように、同意書を取ること。
 - また、招集通知を省略して開催する場合にも、評議員会開催について、理事会の決議を行うこと。